

令和7年度群馬県職員採用試験の主な変更点について

- 1 獣医師選考考査における教養試験を廃止します。
- 2 保健師（社会人経験者）の受験資格を緩和します。
（通算できる職務経験の要件を「週30時間以上」の勤務から「週29時間以上」に緩和）
- 3 警察官採用試験における資格加点の対象を拡大します。
（「空手道初段以上」を追加。既存の柔道及び剣道も「2段以上」から「初段以上」に拡大）
- 4 警察官採用試験の申込受付を原則電子申請にします。
- 5 就職氷河期世代に特化した試験を終了します。

1 獣医師選考考査における教養試験の廃止について

受験者の皆様の負担を軽減し、より多くの方に受験いただけるよう教養試験を廃止します。公務員獣医師に興味のある方は是非ご応募ください。

（変更後の考査内容）

- ・人物試験（個別面接及び適性検査）、論文試験

2 保健師（社会人経験者）の受験資格の緩和について

育児等で短時間勤務をされている方や行政の現場で会計年度任用職員として活躍している方等も応募しやすいよう、通算できる職務経験を「週30時間以上」から「週29時間以上」に緩和しますので、是非ご応募ください。

（変更後の受験資格）

次の要件をすべて満たす人

- ①保健師の免許を有している人
- ②考査実施年度の7月31日時点において、民間企業等での看護職（保健師・看護師・助産師）としての職務経験を5年以上（うち保健師としての職務経験を3年以上）有する人
（②で通算する職務経験は、「週29時間以上」の勤務を1年以上継続して就業したものの。）

※その他詳細は、募集時に公表予定の受験案内を参照

3 警察官採用試験における資格加点の対象拡大について

警察職務に有効な能力を持つ受験者の確保に向け、資格加点の対象に「空手道初段以上」を追加します。また、既に対象としている柔道及び剣道について、これまでの「2段以上」から「初段以上」に変更し、加点対象を拡大します。

(変更後の資格加点対象)

次に掲げるいずれか1つの資格に対し、第1次試験の得点に30点を加点します。

- ①柔道初段以上 (講道館認定)
- ②剣道初段以上 (全日本剣道連盟認定)
- ③空手道初段以上 (全日本空手道連盟認定)

※その他詳細は、募集時に公表予定の受験案内を参照

4 警察官採用試験申込受付の電子化について

県職員採用試験と同様に、警察官採用試験の申込受付について、原則電子申請とします。これに伴い、印刷した受験案内の配布を終了し、ホームページでの掲載とします。なお、インターネットが利用できない場合には、郵送での申込方法を案内します。

5 就職氷河期世代に特化した試験(※1)の終了について

国の方針を踏まえ令和2年度から実施している「就職氷河期世代」に限定した県職員採用試験について、国家公務員採用試験と同様に、集中取組期間(※2)の最終年度である令和6年度をもって終了します。

なお、年齢や職務経験など受験要件を満たす方については、既存の県職員採用試験(社会人経験者)が受験可能です。

- ※1 昭和45年4月2日～昭和61年4月1日までに生まれた人が対象
- 2 第1ステージ：令和2年度～令和4年度
- 第2ステージ：令和5年度～令和6年度

6 その他

その他試験の変更点については、令和7年1月24日発表資料を参照してください。

